

第一部
新「日本国憲法」案
(本文)

第一部 細目次

前文	……………	3
第一章 総則(一～八条)	……………	4
第二章 国民の権利及び義務		
第一節 通則(九～一一条)	……………	7
第二節 自由権(一二～一七条)	……………	8
第三節 社会権(一八～二五条)	……………	10
第四節 参政権(二六、二七条)	……………	12
第五節 受益権		
第一款 請願及び賠償請求(二八、二九条)	……………	13
第二款 犯罪行為の場合に係る受益(三〇～四二条)	……………	13
第三章 立法(四三～六四条)	……………	17
第四章 行政(六五条)	……………	23
第一節 総統(六六～八六条)	……………	23
第二節 内閣(八七～一〇二条)	……………	31
第三節 独立行政委員会(一〇三～一〇六条)	……………	36
第四節 職員(一〇七～一〇九条)	……………	37

第五章 首都及び地方自治		
(一〇条)	……………	38
第一節 特別直轄市(一一一～一二六条)	……………	38
第二節 地方公共団体(一二七～二九条)	……………	40
第六章 司法		
第一節 裁判所に関する通則(一三〇～一四〇条)	……………	45
第二節 最高裁判所(一四一～一四五条)	……………	49
第三節 下級裁判所(一四六～一五〇条)	……………	50
第四節 檢察機關其他(一五一～一五四条)	……………	52
第七章 会計(一五五～一六二条)	……………	54
第八章 外国人(一六三～一六五条)	……………	55
第九章 憲法改正(一六六、一六七条)	……………	57
付則(一～二の四)	……………	57

【前文】

私達・全ての日本国民は、

「大和朝廷」の成立から一千数百年に亙つて此の国に於いて君臨し続けた君主制度が終結した、と云う事実を此処に確認すると共に、共和制に基づく日本国憲法を、我が国が恒久的に、

偽り・殺人・傷害・盗み・放火及び略奪を始めあらゆる犯罪が一つたりと起り得ず、

全ての人々が先天的な疾患や障害を負う事無く心身共に健全な状態で生まれ、そして早死に・無駄死にの心配無く安心して天寿を全う出来、

一つ又は極少数の家系が特定の職業や地位を永久的に独占する事が無く、全て

の職業や地位について、其の就業や獲得への機会が、其等の各々を古慣すに相応しい能力を持つ人々全てに開かれ、以て全ての人々が各々、自身の能力に適した職業に就き、亦、あらゆる分野に於いて、各々が、家柄・縁故・血筋・外見及び年数等に左右されず、行い・働きーの内容に於いて公平に評価され、其に基づいて生活の糧が与えられ、

「表と裏」や「建前と本音」が無く、所謂「苛め」も何一つとして起り得ず、全ての人々が各々の本心・本音の儘に生きられ、尚且つ、全ての人々が皆、互いに上手く行く中で「和」が自然に形成され、全ての子供達が各々、円満な両親夫婦ーの下、如何なる痛さ・苦しき・辛さ及

び貧しきにも負けないだけの、心身共に
遅しい人間と成る事を約束され、

空気と水と大地とが常に澄んでいて、

疫病が何一つとして起こり得ず、

一国の領域である大地に於いて生まれ
育ち且つ其処で生み出された土着の言葉
を話す人々全てが、同じ其の一国の国民
として、同等の権利を持ち、

国内に在って、亦対外的にも、武力を

伴う如何なる行いに遇う事が無い。

——以上の要件を全て満たし得る共同体
で在り続け、他の全ての国々についても
亦、同様な共同体で在り続ける事を望み、
以て人類の歴史が永久に続く事を深く願
い、此処に制定する。

第一章 総則

第一条 日本国は、市場経済に基づく共
和制国家である。

第二条 日本国の領土・領海及び領空の
範囲は、条約で是を定める。

日本国民たる要件は、法律で是を定め
る。

第三条 日本国の政治は、此の憲法を基
本とし、共に国民の自由な意思に基づい
て選ばれる、複数の代表者を以て構成さ
れる立法機関と、単一の代表者を長とす
る行政機関との連携に拠って営まれる。

第四条 此の憲法は、日本国に於ける最
高法規であって、是に反する法律・命令・

告示・指導及び国務に関する其の他の行為は、其の効力を持たない。

日本国が此の憲法の規定に従って締結した条約は、是を誠実に守り亦実行する事を必要とする。

第五条 公務員は全て、日本国及び全ての日本国民に対する奉仕者であつて、一部の個人或いは団体のみに奉仕しては成らず、亦、職務に際して、自身の私利及び私欲を追い求めては成らない。

公務員は全て、此の憲法を特に尊重し擁護する義務を負う。

第六条 公職は全て、日本国民で尚且つ各々の職務を全うするに充分な能力を持つ者全てに対し、其の就職への機会が公平且つ平等に開かれていなければ成ら

ない。

世襲制度は、是を認めない。

勲章・称号其の他の栄典は、法律で定める所に抛り、業績に応じ、公平な基準を以て与えられるものとし、且つ、其の効力は与えられた者本人にのみ及ぶ。

第七条 日本国は、侵略を目的とする戦争其の他全ての武力の行使並びに他国への制裁を目的とし且つ次項の規定に該当する国際機関以外の個人又は団体に抛る其等については、是を永久に放棄する。

日本国は、対外的には中立を堅持且つ護持し、特定他国との同盟関係を持たない。此の規定は、平和と友好を堅持且つ護持する為の活動を行う事を目的とし、不特定多数の国々に抛つて構成し、且つ

其の参加国が同等の権利を行使する事を前提とする国際機関への参加を妨げるものでは無い。

日本国は、平和と友好が国際社会に在って永久に続く事を常に願ひ、其を築き亦保つ為に、前二項の規定に反しない限りに於いて、最善の国際協力を成す事を常に惜しまない。

第八条 日本国は、此の憲法及び法律で定める所に抛り、軍隊を持つ。但し、其の任務は以下の三号に限られ、亦、其の最終責任者は、現職の軍人又は少なくとも過去二〇年に於いて其の経験を持つ者であつては成らない。

一 日本国の領土・領海及び領空に於いて、其等及び其等に居る国民を他国に

抛る武力の行使から防衛し、或いは武力の行使を伴う乱行が発生した場合、其を鎮圧し以て公共の秩序を維持する事。

二 日本国の領土・領海及び領空に於いて、地震・暴風雨・暴風雪・其の他諸々の、多数の人々の生命に係わる災害が発生した場合、人命を救助し亦復旧を支援する事。

三 外国に於いて武力を伴う行為が発生した場合、当該国の領土・領海及び領空に居る日本国民を救助し、又は護衛する事。

軍隊は、日本国民が自発的な意思を以て参加する事に抛つて組織されなければ成らない。徴兵制度は、是を認めない。

軍隊が持つ裝備等の内容については、
第一項各号の規定に拠る任務を履行する
に必要な最小限の分量を超えない範圍内
に於いて、法律で是を定める。

第二章 国民の権利及び義務

第一節 通則

第九条 日本国民は、此の憲法が保障す
る所に拠り、諸々の基本的権利を持つ。
是等の権利は、生涯の権利として、現在
及び将来の国民全てに与えられる。

国民は各々、此の憲法が保障する諸々
の権利及び自由を保持すべく、常に努力
を行わなければならず、亦其等を妄りに
用いては成らず、常に必要最小限の道徳

を實踐しつつ、且つ社会・郷土及び国家（
以下、共同体と云う）に利益を齎す為に、
是を利用し、亦活用する責任を負う。

此の憲法に於いて、必要最小限の道徳
とは、次の各号に述べる事々を云う。

- 一 父及び母を敬う事。
- 二 私利私欲を優先せず、親族・他人・社
会・郷土及び国家の利益を優先して考
え言動及び行動を成す事。
- 三 国民各々が個々の能力の違いを互い
に認め合い、常日頃から助け合う事。
- 四 偽証・盗み・傷害・略奪・殺人・放火
及び婚外性交を行わない事。
- 五 物を粗末にせず、亦浪費せず大切に
使う事。
- 六 山林・河川・海及び空を汚さない事。

七 以上の各号を基準としつつ、物事の善悪を自身で判断し、善なる行為を、自身の責任に抛り進んで行う事。

第一〇条 国権を行使する機関は、政治の運営に際し、国民の生命・自由及び幸福の追求に対する権利を、其が必要最小限の道徳に反しない限りに於いて最大限、尊重しなれば成らない。

第一一条 国権を行使する機関は、必要最小限の道徳に反する行為を行った者に對しては、此の憲法に反しない限りに於いて、法律で定める所に抛り、諸々の權利に制限を加え、亦、当該行為の程度に因つては其等を没収する事が出来る。

第二節 自由権

第一二条 何人も、如何なる奴隷的拘束を受けない。亦、犯罪に因る処罰の場合を除いては、其の意に反する苦役に服させられない。

第一三条 思想及び良心の自由は、其の内容が必要最小限の道徳を否定しない限りに於いて、是を侵しては成らない。

第一四条 信教の自由は、其の宗教の教義を以て必要最小限の道徳を否定しない限り、何人に対しても是を保証する。

何人も、宗教上の行為・祝典・儀式又は行事に参加する事を強制されない。

国権を行使する機関及び其の他の公共機関は、如何なる宗教的活動も行つては成らない。亦、如何なる宗教団体も、国権を行使する機関及び其の他の公共機関

から特権を受け、又は政治上の権力を行使しては成らない。

第一五条 集会・結社及び言論・出版其の他一切の表現の自由は、是を保証する。但し、未成年者の健全な成長の機会を妨げる可能性を持つものについては、其の公開等について、法律で定める所に抛り、一定の制限を設ける事が出来る。

此の憲法に於いて、健全な成長とは、如何なる身体の並びに精神的な苦痛にも耐え、亦其等に打ち勝ち、且つ、必要最小限の道徳を無意識の内に実践出来る人と成る事を云う。

検閲は、未成年者の健全な成長の機会を確保する為に必要な場合にのみ、法律で定める所に抛り、是を行ふ事が出来る。

検閲を以て、専ら脳が健全な成年者を購買又は視聴の対象とする表現の内容を制限する事は出来ない。

通信の秘密は、是を侵しては成らない。但し、刑事事件について、警察及び検察機関は、他の如何なる方法を用いても解決を図る事が出来ない場合に限り、法律で定める所に抛り、裁判を行う機関が発する令状に基づいて、通信の内容を聴取する事が出来る。

第一六条 学問の自由は、是を保証する。
第一七条 何人も、共同体の利益を損なわない範囲に於いて、居住・移転及び職業選択の自由を持つ。

何人も、其に因って共同体の利益を損なうもので無ければ、外国へ移住し、亦

日本国籍を離脱する権利を妨げられない。

第三節 社会権

第一八条 国民は全て、此の憲法の下に平等であつて、民族・信条・性別・社会的身分・家柄又は血筋及び身体障害の有無に拠り、政治的・経済的又は社会的關係に於いて、差別されない。

前項の規定は、何れも科学的な根拠に基づく、年齢・性差並びに脳障害の有無及び程度に因る区別をも否定するものと解されては成らない。

第十九条 国民は全て、少なくとも心身共に健康に過ごし得るに必要不可欠な程度の生活を営む権利を持つ。

国権を行使する機関は、全ての国民が

心身共に健康な生活を営み得る様、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努めなければ成らない。

第二〇条 婚姻は、両性の合意に基づき且つ、当該両性が各々居住してきた区域に於ける住民の同意を得て成立し、夫婦が同等の権利を持つ事を基本として、相互の協力に拠り、維持されなければ成らない。

子は将来に於いて共同体を構成する要員と成るものであつて、夫婦は、子を作り養育するに当たつては、其の子が、必要最小限の道徳を無意識の内に実践出来、且つ成年後に独立して生活を営む様に成るべくして養育に励まなければ成らない。妊娠から其の子が独立して生活を営む様

に成るに至る迄の間の離婚は、裁判を行
う機関が婚姻に因って其の子の健全な成
長が却つて妨げられるものと認められた場合
を除いて、是を避けなければ成らない。

配偶者の選択・財産権・相続・住居の
選定・婚姻及び家族に関する其の他の事
項についての法律は、両性の本質的平等
に立脚し且つ、子の健全な成長の為に必
要な条件が最大限に確保される事を充分
に考慮した上で、制定されなければ成ら
ない。

第二一条 国民は全て、法律で定める所
に抛り、各人の能力に応じた教育を受け
る権利を持つ。此の為の機会は、当該能
力を持つ者全てに開かれていなければ成
らない。

国民は全て、法律で定める所に抛り、
学校教育を、其の保護に係る子に受けさ
せなければ成らない。

義務教育は、是を無償とする。但し、法
律及び政令の規定に基づく一定水準の学
力に達しないが為に留年した者について
は、法律で定める所に抛り、当該留年時
に掛かった教育の費用に限り、是を有償
とする事が出来る。

第二二条 国民は全て、勤労の権利を持
ち、同時に其の義務を負う。

何人も、勤労に抛る以外の手段を以て
金銭を得ない様、常に努めなければ成ら
ない。

賃金・就業時間・休息其の他の勤労条
件に関する基準は、法律で是を定める。

但し、第一九条第一項に在る権利の行使を妨げる内容であつては成らない。

乳児・幼児・児童及び生徒の就労は、其が特に必要である事を証するに充分な理由が在り、且つ法律で定める場合を除いて、是を認めない。

第二三条 勤労者の団結する権利及び団体交渉其の他の団体行動を行う権利は、是を保証する。但し、国民が心身共に健康な生活を営む為に必要不可欠な役務の提供を行う事業に携わる者の其等については、法律で定める所に抛り、其等を禁止し又は其等に制限を加える事が出来る。

公務員は全て、争議行為を行う事が出来ない。亦、軍隊・警察・検察及び消防の要員は、勤労に係わる一切の団体行動を

行つては成らない。

第二四条 財産権の内容は、社会・郷土及び国家の利益に叶う様に、法律で是を定める。

私有財産は、正当な補償の下に、是を共同体の利益の為に用いる事が出来る。

第二五条 国民は、法律で定める所に抛り、納税の義務を負う。

第四節 参政権

第二六条 成年者たる国民は、此の憲法及び法律で定める所に抛り、第一八条の精神に基づいて行われる普通選挙を以て、公務員を選定し又は解職する権利を持ち、同時に其の義務を負う。

成年者たる国民は、普通選挙とは別に、

此の憲法及び法律で定める所に抛り、国政及び地方自治に於ける施策に關し、直接投票に抛つて其を認め又は拒む権利を持ち、同時に其の義務を負う。

外国に在住している成年者たる国民は、共に国政に關する普通選挙及び直接投票のみについて、第一項及び第二項の権利を行使出来る。

第二七条 普通選挙並びに国政及び地方自治に關する直接投票は全て、秘密投票とする。国民は選挙人として、前者に於ける候補者等の選択並びに後者に於ける賛否の選択に關して、公的にも私的にも責任を問われない。

第五節 受益権

第一款 請願及び賠償請求

第二八条 国民は、法律等の制定又は改正若しくは廃止並びに損害の救済に關して請願を行う権利を持ち、亦、係る請願を行ったが為に如何なる迫害及び差別待遇も受けない。

第二九条 国民は、公務員の不法行為に抛つて損害を受けた場合には、法律で定める所に抛り、国家機関又は地方公共団体に對して其の賠償を求める事が出来る。

第二款 犯罪行為の場合に係る受益

第三〇条 何人も、自身が犯罪行為に因つて損害を被り、又は自身の親族が犯罪行為に因つて生命を失う事が生じた場合には、法律で定める手続きに従つて、其

の犯罪行為を行った者を罰すべく警察及び檢察機關並びに裁判を行う機關に対して願ひ求める事が出来る。

警察及び檢察機關並びに裁判を行う機關は、前項の規定に基づく申請が在った場合には、其の申請の対象である事件が法律の規定に在る限り、其の申請を拒む事が出来ない。

第三一条 何人も、前条第一項の規定に該当する犯罪行為に遇つた場合には、法律で定める手続きに従つて、國權を行使する機關に対し、金銭的並びに人的な救済措置を求める事が出来る。

第三二条 何人も、此の憲法及び法律で定める手続きに拠らなければ、其の生命若しくは自由を奪われ、又は其の他の刑

罰を科せられない。

第三三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判を行う機關が発し且つ逮捕すべき理由を明示する令状に拠らなければ、逮捕されない。

警察及び檢察機關は、第九条第三項第四号に反する行為を行った事を疑うに足る充分な理由が在り、尚且つ、前項の令状の請求に必要な時間を確保出来ないだけの緊急を要する場合に限り、其の理由を口頭で告げて当事者を逮捕出来る。此の場合には、裁判を行う機關に対し直ちに令状の発行を請求しなければ成らず、令状が発せられない場合には当事者を釈放しなければ成らない。

第三四条 何人も、其の住居・書類及び

所持品について、侵入・搜索及び押収を受ける事の無い権利は、前条の場合を除いては、正当な理由に因って発せられ且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状が無ければ、侵されない。

搜索及び押収は、警察及び檢察機關が、裁判を行う機關が発する各種の令状に拠り、是を行う。

第三五条 何人も、正当な理由に基づき、其の理由を直ちに告げられ且つ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、拘留又は拘禁されない。

第三六条 公務員は、拷問其の他の暴力行為を用いて犯罪に関する取り調べを行つては成らない。

第三七条 国民は全て、裁判を受ける権

利を持つ。但し、不特定の人々を現に殺害し且つ其の場で直ちに殺されなければ被害が更に拡大し共同体の安全が損なわれる行為を行っている現行犯の者については、此の限りでは無い。

前項の但し書きに該当する場合を除く全ての刑事事件について、被告人は、裁判を行う機關に拠つて、公平且つ迅速な公開裁判を受ける権利を持ち、同時に其の義務を負う。

刑事被告人は、全ての証人に対して審問する権利を充分に与えられ、亦、公費で自己の為に強制的な手続きに拠り証人を求める権利を持つ。

刑事被告人は、如何なる場合にも、法律で定める資格を持つ弁護人を依頼する

事が出来る。

裁判を行う機関は、刑事被告人が自ら弁護人を依頼する事が出来ない場合には、職権を以て是を付する。但し、弁護人を依頼しようとする意思が被告人に見られず、又は被告人が裁判を行う機関の職権に拠る弁護人を解こうとした場合には、被告人が前項の規定に拠る権利を放棄したものと見做し、職権に拠り、弁護人を付さずに裁判を行う事が出来る。

検察機関は、刑事被告人及び其の弁護人が裁判に於いて拘留又は拘禁の理由を明示すべく要求した場合には直ちに、当該刑事被告人及び其の弁護人が出席する法廷で是に応じなければ成らない。

刑事被告人及び其の弁護人、検察官並

びに裁判官は、裁判を公平且つ迅速に行う為に、可能な限りに於いて、最大限の協力を行わなければ成らない。

第三八条 何人も、本人の自白のみを以て有罪とされず、亦刑罰を科せられない。

検察機関は、刑事被告人に拠る本人の自白のみを以て、有罪とすべき証拠とする事が出来ない。

第三九条 刑罰は、法律で定める所に拠り、行われた犯罪の内容及び其の程度に応じて、尚且つ、当該刑事事件の被害者及び其の親族の心情をも考慮しつつ、公平に科せられなければ成らない。

第四〇条 何人も、実行時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一

の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

第四条 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた場合には、法律で定める所に抛り、国権を行使する機関に対して、其の補償を求める事が出来る。

第四条 刑事被告人が受けるべき利益と其の被告人に抛る犯罪行為の被害者が受けるべき利益とが並行して成就し得ない場合は、被害者側の利益を優先させる。

第三章 立法

第四三条 日本国に於ける立法機関は、是を国会と称する。

此の憲法の改正を始め、国家の予算並

びに如何なる法律及び条約も、国会を通過しなければ、其の効力を生じない。

第四四条 国会は単院制とし、原則として全ての成年者たる国民に抛る、普通選挙を以て選ばれた複数の要員（以下、国会議員と云う）に抛つて是を組織する。

国会議員の定数は、法律で是を定める。但し、総定数は五〇〇人以下とする。

第四五条 国会の選挙人たる資格は、成年者たる日本国民である事を第一条件とし、其の他の要件は法律で是を定める。

国会議員と成る者の資格については、前項の規定の他、任期の初日から遡つて最小限五年間、次の各号に記す要件を満たしている事を基本的条件として加え、其の他の要件は法律で是を定める。

一 日本国民として選挙権を行使し且つ棄権が無い事。

二 法律で定める犯罪行為の経験が無い事。

第四六条 国会議員の任期は三年とし、重選を妨げない。但し、法律で定める年齢の上限を超えては選出されない。

国会議員は、前項の規定に拠る任期毎に行う普通選挙（以下、総選挙と云う）を以て一斉に改選されるものとする。

国会議員の任期及び総選挙の期日については、共に領土の破壊及び複数の国民の死亡を伴う自然災害又は武力攻撃（以下、当該事態と云う）が日本国内に於いて当該任期の残り一年未満の間に発生した場合に限り、法律で定める所に拠り、

当該任期及び当該期日を、当該事態に因る被害の程度に応じて且つ其の発生日から一年を超えない範囲内で延期する事が出来る。此の場合に於いて、延期後の始めに行われる総選挙に拠り選出される国会議員の任期は、前任国会議員の其の延期分のみ、短縮されるものとする。

国会議員の任期の初日は、総選挙の投票日から一五日後とする。

第四七条 国会の選挙区は、日本国に於ける領土の全域を以て一区域とする。

国会議員選挙に於いては、選挙人一人に付き、当該選挙の候補者に拠り構成する団体の名称を記して一票を投ずるものとする。其の他の必要事項は、法律で是を定める。

第四八条 国会議員は法律で定める所に
抛り、国庫から報酬を受ける。但し其の
額は、第四章第一節で定める職に在る者
が受ける金銭の額を超えては成らない。

第四九条 国会議員は、第九条第三項第
四号に反し且つ法律で特に定める行為を
行つた場合を除いては、出席議員の三分
の二以上の同意が無い限り、会期中に逮
捕されない。

国会議員は、犯罪行為を行い且つ逮捕
された場合には、其の後に召集される国
会に於いて、弾劾審査を受けなければ成
らない。此の審査に於いて、出席議員の
三分の二以上が解職に同意した場合には、
当該審査の対象たる議員は任期の残りに
係わらず、失職する。

国会議員は、自らが行つた犯罪行為に
ついて有罪の判決が確定した場合には、
其の判決確定の期日を以て失職する。

第五〇条 国会議員は、国会で行つた演
説・討論又は表決について、法律で定め
る場合を除き、国会の域外で責任を問わ
れない。

第五一条 国会に議長職及び副議長職を
置く。両者は総選挙後に召集される国会
の初日に於いて各々、出席議員の過半数
の賛成を以て選出される。

議長は国会を代表し、国会の議事を整
理し、国会の秩序を維持し、亦、国会の
事務を監督する。

副議長は議長を補佐し、万一、議長が
欠けた場合には次の総選挙が行われる迄

の間、議長職を代行する。

第五二条 国会は毎年二回、法律で定める月日に召集される。

上期に行われる国会に於いては、第六〇条第二項の規定に拠る決算案の提出を受け、決算に関する審議及び議決を優先的に行う。

下期に行われる国会に於いては、第六条第一項の規定に拠る予算案の提出を受け、予算に関する審議及び議決を優先的に行う。

国会は法律で定める所に拠り、其の会期を必要に応じて延長する事が出来る。

但し、国会議員の総選挙又は第四章第一節で定める職に就く者を決める選挙が当該国会の後に行われる場合、当該国会の

会期の最大延長は、当該選挙の公示の前々日迄とする。

第五三条 行政府は職権を以て、前条の規定に基づく国会（以下、定例会と云う）が行われていない間に国会の臨時会を召集する事が出来る。

全ての国会議員中の四分の一以上が臨時会の召集を要求した場合には、行政府は前項の規定に係わらず、臨時会を召集しなければ成らない。

第五四条 国会議員の総選挙又は第四章第一節で定める職に就く者を決める選挙が行われる場合には、第五二条第一項の規定に係わらず、当該選挙の投票日から一五日後に定例会が召集される。

第四章第一節で定める職に就く者を決

める選挙に於いて、一候補者が第六八条第二項の規定に拠る投票で過半数の票を得た場合には、第五二条第一項の規定に係わらず、当該選挙の投票日から三〇日後に定例会が召集される。但し、当該選挙の投票日が国会議員の総選挙の其と同日の場合には、前項の規定に拠る。

第五五条 国会は総議員の半数以上の出席が無ければ、議事を開き議決する事が出来ない。

第五六条 国会の議事は、此の憲法に特別の規定が在る場合を除いては、出席議員の過半数で是を決め、可否同数の場合は議長の決める所に拠る。

此の憲法及び法律で定める公職の任免に際し、国会の同意を必要とするものに

ついては、此の憲法に別の規定が在る場合を除いては全て、前項の規定を適用する。

第五七条 条約の締結には、国会に於いて出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成を必要とする。但し、日本の領土・領海及び領空の設定、防衛、教育、医療並びに食品・建築及び交通等の安全の確保に関する条約の締結については、国会に於いて総議員の過半数の賛成を得た上で、国民投票を以て過半数の賛成を得る事を必要とする。此の国民投票は、第四五条第一項の規定に該当する日本国民全ての内の過半数の投票を以て有効とする。

第五八条 国会の議事は是を公開する。

但し、出席議員の全会一致を以て議決した場合に限り、秘密会を行う事が出来る。

第五九条 国会は其の議事を記録且つ保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、是を公表し且つ、其の議事の記録を、印刷其他の通信手段を通して一般に提供する。

出席議員の五分の一以上の要求が在る場合、各議員の表決は、是を会議録に記載しなければ成らない。

第六〇条 国会に於いては、法律で定める所に抛り、常任委員会を置く。

国会に於いては、法律で定める所に抛り、特別委員会を臨時に置く事が出来る。

国会の同意を必要とする公職の任免に関する議事、予算に関する議事、条約の

締結に関する議事並びに法律の制定に関する議事は、常任委員会又は特別委員会に於ける審議を経なければ、議決を行う事が出来ない。

第六一条 国会は、内部の規律に関する規則を定め、亦内部の秩序を乱した議員を罰する事が出来る。但し、其に因る議員の解職については、出席議員の三分の二以上の多数に抛る議決を必要とする。

第六二条 国会は国政に関する調査を行い、是に關して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求する事が出来る。

第六三条 国会は、第四章第一節及び第二節、並びに第六章第一節で定める職について、必要に応じ、此の憲法及び法律で定める所に抛り、弾劾審査を行う。

第六四条 国会は、立法に関する事務を円滑且つ迅速に処理する為、法律で定める所に抛り、複数の職員を登用する。

国会の職員の処遇等については、第一〇九条の規定を準用する。

第四章 行政

第六五条 日本国の行政権は、此の章で定める行政府に属する。

行政府は、総統を長とし、内閣を其の下に置き、此の両者に抛って構成する。

第一節 総統

第六六条 総統は、行政府を代表すると共に、元首として日本国を代表する。

第六七条 総統は此の憲法及び法律で定める所に抛り、選挙を以て選ばれた者が是を務める。但し、以下の各号に在る条件を全て満たす者でなければ成らない。

一 年齢は任期の初日に於いて満四〇年以上である事。

二 任期の初日から遡って最小限二〇年間、日本国民として選挙権を行使し、其の間、三回を超える投票の棄権、法律で定める犯罪行為の経験、並びに軍隊に於ける在籍の経験が何れも無く、且つ任期の初日から遡って六年間、投票の棄権が無い事。

三 法律で定める形式に則り、複数の国会議員を含む相当数の成年者たる日本国民の署名に抛る推薦を得ている事。

第六八条 総統選挙に於いては、二回の投票を行うものとする。

第一回投票は、第四五条第一項の規定に該当する日本国民全てに拠る普通選挙とし、過半数の投票を以て有効とする。

第二回投票は、第一回投票に於ける得票数にして上位の二候補者を対象として、第一回投票の日から一五日後に国会を召集した上で、国会議員全員に拠る投票を行う。是は他の議事に先駆けて行われなければ成らない。但し、国会議員の総選挙の投票が総統選挙の第一回投票と同じ日に行われた場合は、国会議長及び副議長の選出に引き続いて総統選挙の第二回投票を行う。

総統選挙の当選者は、第二回投票に於

いて過半数の票数を得た者とする。但し、第一回投票に於いて一候補者が単独で第四五条第一項の規定に該当する日本国民全ての内の過半数の票数を得た場合には、其の候補者を当選者とし、第二回投票を行わない。

第六九条 総統の任期は六年とし、総統選挙の第一回投票の日から三〇日後に行われる就任の宣誓を以て始まる。宣誓は法律で定める形式に則り、国会議長及び第一四二条で定める職に在る者を立会人として行われる。

総統は其の在職中に於いて、他の如何なる職をも兼ねる事が出来ない。

何人も、法律で定める上限の年齢を超えて総統に選出されない。亦、何人も、

二期を超えて總統を務める事が出来ない。
第七〇条 總統選挙の公示日及び投票日並びに總統の任期の初日についての具体的な日程については、法律で是を定める。但し、予算の作成に支障を来すものであつては成らない。

第四六条第三項の規定は、總統選挙及び總統の任期に關して是を準用する。

第七一条 總統は法律で定める所に抛り、国庫から定期的に給料を受ける。此の給料の額は、全ての公務員が受ける報酬・給料及び賃金（以下、賃金等と云う）の内の最高額とし、尚且つ、民間に於ける平均的な企業経営者が受ける賃金等を上回る事が無い様に決められなければ成らない。

第七二条 總統は内閣の長の候補者を指名し、国会の同意を経て、其の候補者を当該職に任命する。

總統は第一四一条で定める職の候補者を指名し、内閣の同意を得た後、国会の同意を経て、其の候補者を当該職に任命する。

第七三条 總統は、内閣の長について、是を解職する事が出来る。但し此の場合には、解職すべき理由を法律で定める所に従つて明示し、且つ国会の同意を経なければ成らない。

第七四条 法律の公布は、国会に抛る議決の後、總統が第九七条の規定に抛る手続きを経た法律案の公式文書に署名する事に抛つて、発効する。

總統は、議決された法律案の国会に於ける賛成議員の数が出席議員の三分の二に満たない場合については、法律で定める様式の文書を以て理由を明示した上で、前項の規定に拠る署名を拒む事が出来る。

總統は、議決された法律案の国会に於ける賛成議員の数が出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の場合については、第一項の規定に拠る署名を拒む事が出来ない。前項の規定に則つて署名を拒んだ後に当該法律案が国会に於いて再び提出され、尚且つ、其が出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成を得た場合についても亦、同じとする。

第七五条 總統は法律案其の他の議案を自身で作成し又は其の作成を内閣に委任

し、且つ内閣の同意を得て是を国会へ提出する事が出来る。此の場合、予算に関する以外は、国会に於いて出席議員の三分の二以上の賛成を得た場合にのみ、成立する。

總統は法律の施行に際して、政令を内閣に作成させた上で、是を制定する事が出来る。但し、罰則は当該法律に委任事項が無い場合には、是を政令で定める事が出来ない。

第七六条 總統は毎年度の予算に関する基本計画を策定し、内閣に対して、其の計画に基づく予算案を作成させた上で、是を国会へ提出する。

第七四条 第一項の規定は、予算の発効に関する署名に是を準用する。

第七七条 総統は条約に関して、内閣の要請を受けた上で、当該条約を締結すべき事を内閣に命じ、又は締結を拒む事が出来る。

第七四条第一項の規定は、条約の締結の発効に関する署名に是を準用する。

第七八条 総統は、日本国の領土・領海及び領空が、武力を伴う外国からの干渉に晒される状況に至った場合には其等を防衛する為に、複数の日本国民が定住している外国に於いて戦争其の他の武力行使が発生した場合には当該国に定住或いは滞在している日本国民を救う為に、各々、内閣の同意を経て、第八条の規定に拠る軍隊を出動させる事が出来る。

総統は、前項の規定に在る事態が終結

した事を確認した場合には、内閣の同意を得た後、国会に対して当該事態の内容を余す所無く且つ速やかに報告した上で、国会の同意を経て、軍隊を直ちに引き揚げさせなければ成らない。

前項の規定に拠る国会の同意には、第六〇条の規定に基づく委員会に於ける審議を必要としない。

第七九条 総統は、次の各号の何れかの事態が生じた場合には、法律で定める所に拠り、職権で非常事態を宣し、内閣に命じて緊急対策を講ずる事が出来る。

一 日本国の領土・領海及び領空が、武力を伴う外国からの干渉に晒され、又は自然災害に拠って相当の被害を受けた場合。

二 武力を伴う乱行が日本国内に於いて発生した場合。

三 日本国内に於いて複数の定住者が疫病に罹患するに至った場合。

四 総統選挙又は第一二〇条の規定に基づく選挙に於ける投票総数が当該選挙の対象区域に定住する全ての成年者たる国民中の半数以下と成った場合。

五 国会が予算案及び第一五三条の規定に拠る費用の提案を拒み且つ其に拠つて行政事務が停止するに至った場合。

総統は、前項の規定に在る事態が終結した事を確認した場合には、非常事態の宣告と共に伴う緊急対策を直ちに解かなければ成らない。是については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第八〇条 総統は、内閣からの要請を受けた上で、以下の各号に示す行為を行う。

但し、自身の判断に拠り、職権を以て、当該行為の執行又は挙行について、其の期日を変更し或いは取り止める事が出来る。此の場合には、法律で定める形式に則つて理由を明示しなければ成らない。

一 国会を召集する事。

二 国会議員選挙及び総統選挙の施行を公示する事。

三 刑の執行に同意する事。

四 恩赦を行う事。但し、第一四五条の規定に拠る同意を得なければ、是を行う事は出来ない。

五 外国の大使及び公使を招き入れ、或いは外交の元首又は是に相当する地位

に在る者を賓客として招き入れる事。

六 栄典を授与する事。

七 儀式を行う事。

第八一条 総統は内閣の同意を経て、法律で定める公職の任免・全権委任状・大使及び公使の信任状並びに外交文書を認証する。

第八二条 総統は、国会に於いて会期中に少なくとも一回、一般国務及び外交関係について報告を行う。亦、国政に関する説明の為に国会から出席を求められた場合には、当該国会に出席しなければ成らない。

第八三条 総統は、以下の各号に示す事由の何れかに至った場合には、第六九条で定める任期に関係無く失職する。

一 第八四条の規定に拠って解職させられた場合。

二 第八五条の規定に拠って辞職した場合。

三 死亡した場合。

総統の失職は、前項各号に示す事由の発生から五日以内に、国会議長及び第一四二条で定める職に在る者、並びに前項第一号或いは第二号については総統本人が、第三号については内閣の長が、法律で定める形式の文書に署名する事に拠って成立する。此の署名は、拒む事が出来ない。

第八四条 総統は次の各号に在る事由の何れかに該当するに至った場合、法律で定める所に拠り、弾劾審査を国会に於い

て受けなければ成らない。

一 法律で定める犯罪行為を行い、又は其の容疑に因って逮捕された場合。

二 国会に於いて総統を弾劾すべき発議が在った場合。

総統は、国会の会期外に於いて前項第一号に該当するに至った場合、当該事由の発生から一〇日以内に国会を召集しなければ成らない。国会の会期中に前項第一号に該当するに至った場合には、其の日から一〇日以内に、当該国会に於いて、自身の解職に関する議事を始めなければ成らない。

弾劾審査の結果、国会に於いて総議員の過半数が総統の失職に同意した場合は、其の日から二〇日以内に国民投票を行い、

第四十五条第一項の規定に該当する日本国民全ての内の過半数が投票を行った中に在って過半数の賛成が在った場合、総統の失職が成立する。

第八十五条 総統は、自身が行うべき職務を全う出来ないものと判断した場合には、法律で定める様式に拠り、理由を明示した上で辞職の意思を示す事が出来る。

総統は、国会の会期外に於いて前項の規定に拠り辞職の意思を示した場合には、其の日から一〇日以内に国会を召集しなければ成らない。国会の会期中に辞職の意思を示した場合には、其の日から一〇日以内に、当該国会に於いて、自身の辞職に関する議事を始めなければ成らない。総統の辞職は、国会に於ける審議を経

て出席議員の三分の二以上且つ総議員の過半数の賛成を以て成立する。

第八六条 総統が失職した場合、国会議長・内閣の長及び第一四二条で定める職に在る者は、其の日から七日以内に総統代行と成る者を指名した上で、国会を直ちに召集し、国会の同意を経て、総統の職務を当該候補者に対して委任する。

総統が国会の会期中に失職した場合には、前項と同様に総統代行と成る者を指名した上で、当該国会に於いて直ちに同意を求める。

総統代行と成る者の条件は、第六七条第一項の第一号及び第二号の規定を準用する。

総統代行と成る者は、第一項の規定に

拠る同意の後、直ちに就任の宣誓を行う。宣誓の様式は第六九条の規定を準用する。

総統が失職した場合、其の日から一年以内且つ予算の作成に支障を来さない期間に総統選挙を行う。総統代行が職務を行う期間は、同選挙に拠り新たな総統が就任する迄の間とする。

総統が失職した日時から総統代行が就任する迄の間に於いては、国会議長・内閣の長及び第一四二条で定める職に在る者が、合議を以て総統の職務を代行する。

第二節 内閣

第八七条 内閣は、総理大臣を長とし、其の下に複数の国务大臣を置いて是を構成する。

内閣に於いては、少なくとも法務・外務・財務・防衛・教育・保健・農業・工業及び商業の各分野について、所轄の國務大臣を置くものとし、他に法律で定める所に抛り、必要な分野について、所轄の國務大臣を置く事が出来る。但し、國務大臣の総数は一五人を超える事が出来ない。

内閣総理大臣又は國務大臣と成る者の条件については、第六七条第一項の第一号及び第二号並びに第二項の規定を準用し、國務大臣については更に、就任時から遡って少なくとも一五年間、所轄と成る同一の分野及び職種に於ける就労経験が在る事を、条件として加える。

第八八条 内閣総理大臣は、第七二条第

一項の規定に則つて選ばれ、任命を受けた者が、是を務める。

内閣総理大臣は任命を受けた後、直ちに各國務大臣の候補者を決め、各候補者毎に、法律で定める様式の文書を作成し、總統の承認を得た後、其等の文書を国会に提出した上で、各候補者の國務大臣への任用について、国会の同意を求めなければ成らない。

内閣総理大臣及び各國務大臣の任用に際しては、前項の規定に抛る採決に先駆けて、第六〇条の規定に抛り設置される国会の常任委員会又は特別委員会に於いて、当該候補者自身の出席を得て公聴会を開き審査を行う。当該委員会は、公聴会の内容を文書として其の儘に纏めた上

- で、本会議に於いて、其を前項の規定に
拠る裁決の前に報告しなければ成らない。
- 第八九条** 内閣総理大臣の任期は、三年とする。但し、次の各号の一に該当するに至つた場合には、任期満了まはりようの前に失職する。
- 一 総統が失職した場合。
 - 二 弾劾審査の対象と成り、且つ其それに拠り解職が成立した場合。是については、第八四条の規定を準用する。但し、解職については国民投票を行わず、国会の本会議に於ける出席議員の三分の二以上の同意に拠り成立する。
 - 三 第七三条の規定に拠り解職させられた場合。
 - 四 第八三条第一項の第二号又は第三号

の規定に拠る事由に至つた場合。

國務大臣の任期は、内閣総理大臣の例に拠る。國務大臣は、前項各号の規定に拠る場合の他、第九〇条の規定に拠る事由に拠つて失職し、亦、総理大臣が失職した場合には全て、新たな総理大臣の就任と同時に失職する。

第六九条第三項の規定は、内閣総理大臣及び國務大臣に是を準用する。此の場合に於いて、「二期」と在るのは「よんき四期」と読み替えるものとする。

第九〇条 内閣総理大臣は、國務大臣を解職する事が出来る。此の場合には、解職すべき理由を明示した上で総統に報告し、総統の承認を得て、且つ国会の同意を経なければ成らない。

第九一条 内閣は、總統が失職した場合
については總統代行が就任する迄の間、
總理大臣が失職した場合には新たな總理
大臣が就任する迄の間、各々引き続いて
其の職務を行う。

内閣總理大臣は、第八九条第二項及び
第三項の規定に拠る國務大臣の任命の際、
總統の同意を得た上で、自身が第八九条
第一項各号の規定に拠る事態に至った場
合に自身の職務を代行する為の國務大臣
を^{あらかじめ}定め定めるものとする。

第九二条 内閣總理大臣は、閣内の秩序
を維持し、並びに行政各部^{かくぶ}を指揮監督す
る。

第九三条 内閣の職務の執行は、閣議^{かくぎ}を
以て是を行い、内閣總理大臣が其の議長

を務める。

閣議は是を公開せず、總統以外の傍聴^{ぼうちやう}
を許さない。但し、其の内容については
当該閣議の終了後、内閣總理大臣が余す
所無く總統に対して報告すると共に、秘
密とする事項を除き国民一般に説明しな
ければ成らない。

第九四条 内閣は、總統の命^{めい}を受け、以
下の職務を行う。

一 法律案其の他の議案並びに予算案を
作成する事。

二 政令を制定する事。

三 外交関係を処理する事。

四 第五七条の規定に拠る手續^{てつぷ}を経た
上で、条約を締結する事。

五 第七九条の規定に拠る緊急対策を講

ずる事。

第九五条 内閣は、職権で以下の職務を行う。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理する事。

二 法律で定める基準に従い、行政に関する事務を司る事。

第九六条 内閣は、第八〇条の各号に規定する行為について、其を執行及び挙行すべき事を総統に要請する。

第九七条 法律及び政令の公布並びに条約の締結に際しては、内閣総理大臣と主務の国務大臣が当該法案又は条約案の公式文書に署名した後、総理大臣が同文書を総統に提出し、総統の署名を要請する。

第九八条 内閣は、法律で定める所に拠

り、行政委員会を分野毎に、各国務大臣の下に置く。各国務大臣は、所轄の分野に関する政策の立案及び作成を、所轄の行政委員会に委ねる事が出来る。

同一の行政委員会に於ける委員の数は、一五人以下とする。

第九九条 行政委員会の委員は、各国務大臣が、第八七条第三項に在る、国務大臣と成る者の基本的条件に該当する人々の中から指名し、閣議決定と総統の同意を得た上で、国会の同意を経て任命する。

第一〇〇条 第八八条第三項及び第八九条の規定は、各行政委員会の委員に是を準用する。但し、第八九条第一項の第二号は、委員には適用されない。

第一〇一条 内閣総理大臣・各国務大臣

及び各行政委員会の委員は各々、国政に
関する説明^{せつめい}の為に国会から出席を求めら
れた場合には、当該国会に出席しなければ
成らない。

第一〇二条 内閣総理大臣の失職が国会
の会期中に生じた場合には、総統は、新
たな総理大臣の候補者を直ちに指名した
上で、当該国会に於ける第八七条第三項
の規定に拠る審査と国会の同意を経て、
新たな総理大臣を任命する。

内閣総理大臣の失職が国会の会期外に
生じた場合には、総統は、新たな総理大
臣を直ちに指名且つ任命し、其の後に召
集される国会に於いて、第八八条第三項
の規定に拠る審査と国会の同意を求める
ものとする。

前二項の規定は、国務大臣並びに行政
委員の失職に是を準用し、「総統」と在
るのは、国務大臣の場合については「内
閣総理大臣」に、行政委員の場合につい
ては「所轄の国務大臣」に、各々読み替
えるものとする。

第三節 独立行政委員会

第一〇三条 総統は、複数の分野又は業
種^{しゅ}に跨^{また}がる問題を解決する為、必要に
応じて、法律で定める所に抛り、単一^{たんいつ}又は
複数の独立^{どくりつ}行政委員会を設置する事が出
来る。

独立行政委員会は、内閣に対して独立
の地位を持つ。

独立行政委員会の委員の数は、当該独

立行政委員会に関連する分野及び業種の数及び内容に応じて法律で是を定め、尚且つ、同一の独立行政委員会に於ける其は、一五人以下とする。

第一〇四条 独立行政委員会の委員は、内閣総理大臣が、第八七条第三項に在る、國務大臣と成る者の基本的条件に該^{が、と}当する人々の中から指名し、閣議決定と總統の同意を得た上で、国会の同意を経て是を任命し、引き続きいて總統の認証を受け、事に抛り就任する。

独立行政委員会は、第一項の規定に抛る委員の就任後、最初に行う會議に於いて委員長を選任する。

前項の規定に抛って委員長に選出された委員は、改めて内閣総理大臣の任命を

受け、以て当該独立行政委員会の委員長に就任する。

委員長は、当該独立行政委員会を代表し、委員会に於ける會議の議長を務める。

第一〇五条 独立行政委員会に於ける委員の任期は、六年とする。

第一〇六条 第八二条・第八八条第三項・第八九条の第一項第三号及び第四号並びに第五項・第九〇条並びに第一〇二条の第一項及び第二項の規定は、独立行政委員会の委員に是を準用する。亦、第一〇二条の第一項及び第二項について、「總統」と在るのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第四節 職員

第一〇七条 總統・内閣及び独立行政委員会は、行政事務を円滑且つ迅速に処理する為、法律で定める所に抛り、複数の職員を登用する。

第一〇八条 前条の規定に基づいて登用された職員は全て、總統・内閣及び独立行政委員会の決定に対して、無条件で服従し、与えられた職務を忠実に行わなければ成らない。

第一〇九条 職員の地位及び賃金等は、法律で定める所に抛り、公平な評価の下に、各人の能力に応じて決められ、与えられなければ成らない。

職員の任期は、法律で是を定める。但し、總統の其を上回る事が無い様に決められなければ成らない。

職員の登用は、繰り返して行われる事を妨げない。但し、法律で定める年齢の上限を超えては登用されない。

第五章 首都及び地方自治

第一一〇条 此の憲法及び法律で定める所に抛り、特別直轄市及び複数の地方公共団体を置く。

第一節 特別直轄市

第一一一條 特別直轄市は、是を以て日本国の首都とし、国会・行政府及び第六章第二節で定める機関を此処に置く。

第一一二條 特別直轄市の場所及び其の住民たる資格は、法律で是を定める。但

し、首都としての機能を円滑に成し得るべくして定められなければならない。

第一一三条 特別直轄市の長は是を政務長官と称し、内閣が国会の同意を経て是を任命し、総統が是を認証する。

政務長官の任期は三年とし、其の任用については、第六七条第一項及び第二項並びに第六九条第三項の規定を準用する。後者の場合に於いて、「二期」と在るのは「四期」と読み替えるものとする。

政務長官の失職については、第八九条第五項及び第九〇条の規定を準用する。

第一一四条 特別直轄市の予算は、政務長官が其の案を作成し、内閣の同意を経て国会に提出し、国会に於ける審議と議決を経て、政務長官の署名を以て効力が

生ずる。

特別直轄市のみを対象とする法は、政務長官が提案し、内閣の同意を経て国会に提出した上で、国会の議決を以て制定される。

前二項以外に関する政務長官の権限については、法律で是を定める。

第一一五条 特別直轄市の職員は、法律で定める所に抛り、政務長官が内閣の同意を得て是を複数、登用する。其の職務等に関しては第一〇七条乃至第一〇九条の規定を準用し、第一〇七条及び第一〇八条に於いて「総統・内閣及び独立行政委員会」と在るのは「政務長官」と読み替える。

第一一六条 日本国民且つ成年者たる特

別直轄市の住民は、総統選挙及び国会議員選挙、並びに此の憲法及び法律で定める、国政に関する国民投票についてののみ、参政権を行使し得る。

第二節 地方公共団体

第一一七条 地方自治とは、一定の領域内に於いて、自らの責任を以て其の財産を管理し亦行政を執行する事を云う。

地方公共団体は、法律で定められる領域内に於いて、地方自治を行う機関とする。

地方公共団体は、独立採算を原則とし、必要に応じて、法律及び条例で定める所に抛り、租税を住民に対して課す事が出来る。但し、住民に掛かる負担が必要最

小限と成る様、注意を払わなければ成らない。

第一一八条 地方公共団体は、州を最大単位とする。

州は此の憲法及び法律に反しない限りに於いて、条例を独自に定める事が出来る。但し、外交・防衛・教育・医療・人の生命に係る安全の確保及び司法に関する条例は、委任事項が法律に在る場合に限り、是を定める事が出来る。

前項の他の州の権限については、法律で是を定める。

第一一九条 州の下に、複数の郡を置き、亦、条件に応じて特別市を置く。

郡の下に、法律で定める住民の数に応じて、市・町及び村を置く。郡は、其の領

域内に在る全ての市・町及び村に拠つて構成される合議体とする。

特別市は、法律で定める相当数以上の住民が市域内に於いて定住している事を、其の成立の基本要件とする。

特別市・郡・市・町・村は各々、此の憲法及び法律並びに自らが属する州の条例に反しない限りに於いて、条例を定める事が出来る。

特別市に於いては、複数の区を置く。区は各々、当該特別市の条例に反しない限りに於いて、独自の規則を定める事が出来る。

特別市・郡・市・町・村及び区の各々の権限については、此の憲法に規定する他、法律で是を定める。但し、郡と特別市、

並びに市と区は各々、対等の権限を持つものとし、且つ、権限の範囲について、市及び区が郡及び特別市を、町が市及び区を、村が町を、各々上回るものであつては成らない。

第一二〇条 州・特別市・市・町及び村の各々の長は、日本国民且つ成年者たる当該地方公共団体の住民が直接、是を選挙する。

特別市に於ける各区の長は、当該特別市の長が日本国民且つ成年者たる当該区の住民から候補者を指名し、同じ区の住民の直接投票に拠る信任を得た上で当該職に任命する。

第六七条第一項の規定は、本条第一項の規定に基づく選挙の候補者並びに前項

の規定に基づく任用の候補者に是を準用する。此の場合に於いて、第一号の「満四〇年」は「満三〇年」に、第二号の「二〇年間」は「一〇年間」に、同号の「三回」は「一回」に、各々読み替へる。

第六八条の規定は、本条第一項の規定に基づく各々の選挙に是を準用する。此の場合に於いて、「総統」は「州・特別市・市・町及び村の各々の長」に、「国会」は「当該地方公共団体の議会」に、「国会議員」は、「当該地方公共団体の議会の議員」に、各々読み替へる。但し、村の長の選挙に於いては、「当該地方公共団体の議会」を「日本国民且つ成年者たる当該村の住民に拠る集会」に、「当該地方公共団体の議会の議員」を「日本国民且

つ成年者たる当該村の住民」に、各々置き替へる。

第一二一条 州・特別市・市及び町（以下、州等と云う）には各々、議会を置き、其の議員は、日本国民且つ成年者たる当該州等の住民が直接、是を選挙する。此の選挙に際しては、第四七条の規定を準用する。但し、「日本国に於ける領土の全域」は「当該州等に於ける全ての領域」と読み替へる。

第四五条第二項の規定は、各州等議会の議員については是を準用する。

市及び町に於ける議会の議員は、他の職業との兼務を原則とする。

第一二二条 州等が条例を制定し、亦予算を決定する事は、当該州等に於ける議

会の議決に拠る。

第五六条第一項の規定は、州等に於ける議会の議決に是を準用する。

村に於ける条例の制定及び予算の決定については、当該村の長が、日本国民且つ成年者たる当該村の住民に拠る集會に於いて過半数の同意を経た上で、是を行ふ。此の場合に於いて、集會に参加する住民の資格については、第四五条第二項の規定を準用する。

第一二三条 地方公共団体同士が合併し、又は地方公共団体間の境界線を変更するには、当該関係各地方公共団体毎に、首長が提案し、議会の議決を得た後、日本国民且つ成年者たる当該地方公共団体の住民に拠る直接投票（以下、住民投票と

云う）を行い、過半数の当該住民の投票に拠り過半数の同意を得なければ、是を行ふ事が出来ない。但し、村が是に関わる場合、当該村については第一二二条第二項の規定を準用する。

第一二四条 特別市と成る資格を得た市が特別市へ移行する場合には、前条（但書を除く）の規定を準用する。

第一二五条 州等は、前二条以外の場合にも、法律及び条例で定める所に拠り、必要に応じて、自らの領域に於ける政策に関する住民投票を行う事が出来る。但し、第一一八条第二項但書に在る分野については、住民投票を可とする旨の事項が法律に在る場合に限る。

第一二六条 郡の長は、当該郡に属する

全ての市・町及び村の長に抛り構成する
会議（以下、当該郡内首長会議と云う）
に於いて、同会議の構成員の中から選出
する。

郡が条例を制定し、亦予算を決定する
事は、当該郡内首長会議が議決し、同郡
に於ける各市及び各町の議会並びに各村
の住民集会在全て、同意する事に抛る。

第一二七条 各地方公共団体は、法律及
び条例で定める所に抛り、複数の職員を
登用する。

第一〇八条及び第一〇九条の規定は、
各地方公共団体の職員に是を準用し、第
一〇八条の規定に於ける「総統・内閣及
び独立行政委員会」及び第一〇八条に於
ける「総統」は各々、「当該地方公共団体

の長」と読み替える。

第一二八条 行政府は、特定単一の地方
公共団体のみを対象とする法律を制定す
る事が出来る。但し此の為には、国会に
於ける議決の後、当該地方公共団体に於
いて、住民投票に抛り過半数の同意を得
なければ成らない。

行政府が国家の名に抛る事業を、単一
又は複数の特定地方公共団体の領域に於
いて行おうとする場合には、当該事業に
関する計画の内容を公表した後、其の建
設と運営に要する費用を第七六条又は第
一五四条の規定に基づいて計上する前に、
当該地方公共団体に於いて、住民投票に
抛り過半数の同意を得なければ成らない。
前二項の規定に抛る住民投票は何れも、

第四五条第一項の規定に該当する日本国民且つ当該地方公共団体の住民全ての内、過半数の投票を以て有効とする。

第一二九条 各地方公共団体の住民は、必要に応じて、自治会を近隣区域毎に組織し、此の憲法及び法律並びに当該地方公共団体の条例に反しない限りに於いて、近隣区域間に共通の利益を齎す為の活動を独自に行う事が出来る。

自治会は、地方公共団体に準ずる公共機関とする。

第六章 司法

第一節 裁判所に関する通則

第一三〇条 日本国に於ける司法権は全

て、此の章で定める裁判所に属する。

裁判所は、国会及び行政府に対して独立の地位を持つ。

裁判官は全て、自身の良心と前項の規定に従って職務を行い、此の憲法及び法律並びに日本国として締結した条約にのみ拘束される。

第一三一条 裁判所は、最高裁判所及び其の下に置かれる下級裁判所とする。

第一三二条 裁判官と成る者の資格は、法律で是を定める。但し、少なくとも第六七条第一項の第一号及び第二号に在る規定を全て満たす者でなければ成らない。尚、最高裁判所については、前者の「満四〇年以上」は「満五〇年以上」と読み替え、後者の「二〇年間」は「三〇年間」

と、同じく「三回」は「四回」と、各々読み替える。

第一三三条 裁判官の選出に關して、裁判官候補者選考委員會（以下、本条に於いて選考会と云う）を總統の下に置く。

選考会の委員は、總統が、第六七条第一項の第一号及び第二号の規定に該当し且つ司法に關する知識及び經驗を持つ人々の中から指名し、内閣及び国会の同意を経て是を任命する。

第八八条第三項の規定は、選考会の委員の選出に於いて是を準用する。

選考会の委員の数は、法律で是を定める。但し、其の総数は一五人以下とする。

選考会の委員の任期は六年とし、二年に一回、全委員の三分の一ずつを改選す

る。

選考会の委員は、再選されない。

選考会の委員長は、議長として選考会の議事を纏める事を任務とし、二年毎に委員會の會議に於いて、互選を以て決められる。

選考会は、全ての裁判官の候補者について、前条の規定に該当する人々の中から選出し、法律で定める様式に拠り作成される候補者名簿に是を登録する。此の名簿は、国会及び行政府並びに各州の議會に各々、少なくとも一冊を置くものとする。

選考会の委員は、任期中に裁判官の候補者と成る事が出来ない。

第一三四条 国会及び行政府並びに地方

公共団体は、裁判官の候補者の選考の作業ぎやうに加わる事が出来ず、亦、第一三五条第一項第一号の規定に拠る場合を除いては裁判官の懲戒処分ちやうかいしよぶんを行う事が出来ない。

第一三五条 裁判官の任期は一律、六年とする。但し、以下の各号の一に該当するに至つた場合には、任期の満了を待たずに失職する。

一 第六三条の規定に基づく弾劾審査の对象たしやうと成り、且つ其に拠り解職が成立した場合。是については、第八九条第一項第二号の規定を準用する。尚、下級裁判所の裁判官については、法律で定める所に拠り、弾劾審査及び其に拠る解職に関する議決の権限を、当該裁判所の所在地しよざいたる州の議会に委ねるも

のとする。

二 裁判に拠り、心身しんしんの故障こしょうの為に職務を行う事が出来ないものと判定された場合。

三 死亡した場合。

裁判官の失職は、前項各号に在る事由の発生から五日以内に、総統及び国会議長が法律で定める様式の文書に署名した後、第一四二条で定める職に在る裁判官が是に署名する事に拠つて成立する。此の署名は、拒む事が出来ない。尚、第一四二条で定める職に在る裁判官が前項第三号に該当する場合は、総統及び国会議長しやうの署名のみを以て失職が成立する。

何人も、法律で定める上限の年齢を超えて裁判官に選出されない。亦、何人も、

二期を超えて同一の裁判所の裁判官に選出されない。

第一三六条 裁判官は全て、定期に相当額の報酬を国庫から受ける。

第一四二条で定める職に在る裁判官は、全ての裁判官中、最高額の報酬を受ける。但し、総統が受ける賃金等の額を超えては成らない。

第一三七条 裁判は全て、三人以上の裁判官に拠る合議を以て是を行う。

第一三八条 裁判の審理及び判決は、公開の法廷で是を行う。

裁判の審理は、当該裁判所が裁判所の全員一致に拠って、審理が公開される事に拠って公共の秩序が侵される可能性が在るものと決めた場合について、非公開

で是を行う事が出来る。但し、政治犯罪或いは此の憲法の第二章で保障する国民の権利及び義務が問題と成っている事件については、如何なる理由を問わず、審理を公開しなければ成らない。

裁判の判決は、当該裁判所が其に先駆けて行う、担当裁判官全員の評議に於ける過半数の意見に基づいて行われる事を原則とする。此の評議の経過は、公開の対象と成らない。

第一三九条 裁判所は、裁判の進行を遅らせる意図が檢察又は原告側或いは被告側の一方又は双方に見られる場合には、当該裁判の進行を促進させる為、一定の制裁措置を職権に拠り講ずるものとする。

第一四〇条 各裁判所は、司法処理事務

を円滑且つ迅速に行う為、複数の職員を登用する。

第一〇九条の規定は、各裁判所が登用する職員に是を準用する。

第二節 最高裁判所

第一四一条 最高裁判所の裁判官は、第七二条第二項の規定に拠って選出され任命を受けた者が、是を務める。総統は、

第一三三条第五項の規定に拠る名簿の中から、候補者を指名しなければ成らない。

第八八条第三項の規定は、最高裁判所の裁判官の選出に於いて是を準用する。

最高裁判所の裁判官の数は、法律で是を定める。但し其の総数は、一五人以下とする。

最高裁判所に於いては二年に一回、三分の一ずつの裁判官を改選する。

第一四二条 最高裁判所に於いては、前条第一項及び第三項の規定に拠る裁判官の改選の後、直ちに裁判官全員に拠る会議を行い、長官を互選且つ裁判官全員の三分の二以上の賛成に拠り選出する。長官に選出された者は、改めて総統の認証を受け、長官に就任する。

長官は、裁判官に拠る会議の議長を務め、司法処理事務を監督すると共に、第一四三条第二項に該当する裁判に於いて、其の裁判長を務める。

第一四三条 最高裁判所は終審裁判所であつて、何人も、其の判決内容に對しては無条件で従わなければ成らない。

最高裁判所は、法律・政令・省令・条例・規則・処分或いは慣習等（以下、法律等と云う）が此の憲法に適合するか否かを裁判に抛り決める権限を持つ。憲法に適合しないものと決める際には、当該法律等を改正又は廃止すべき期限を併せて示さなければ成らない。

国会及び行政府、並びに地方機関は、最高裁判所が此の憲法に適合しないものと判断した法律等について、最高裁判所が同時に決めた期限迄に改正又は廃止しなければ成らない。

最高裁判所に於いては、共に長官を除く裁判官に抛り構成する刑事小法廷及び民事小法廷を置き、両者の何れかに於いて、前々項に該当する以外の件について

終審裁判を行う。

第一四四条 最高裁判所は、訴訟に関する手続・弁護人・裁判所の内部規律及び司法処理事務に関する事項について、規則を定める権限を持つ。

最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、当該下級裁判所に委任する事が出来る。

第一四五条 最高裁判所は、行政府が恩赦を行おうとする場合に、其を認め又は拒む権限を持つ。恩赦を認める場合には、同裁判所に属する裁判官全員の賛成を必要とする。

第三節 下級裁判所

第一四六条 下級裁判所は、是を刑事裁

判所と民事裁判所とに分け、兩者共に各々、高等裁判所と初等裁判所とに分ける。

高等裁判所は特別直轄市及び州毎に、初等裁判所は特別直轄市並びに郡及び特別市毎に、各々一箇所ずつ置く。但し、初等裁判所については、法律で定める所に抛り、各裁判所の管轄区域たる地方公共団体の住民（以下、此の節に於いて管轄区域の住民と云う）の數に應じて複數の分所を置く事が出来る。

特別直轄市の初等刑事裁判所には、軍事に関する罪を犯した場合の裁判を行う為の軍事審判部を置く。

各下級裁判所の裁判官の數は、管轄区域の住民の數に比例する様、法律で是を定める。

第一四七条 下級裁判所の裁判官については、内閣が其の候補者を第一三三条第五項の規定に抛る名簿の中から指名し、当該裁判所の所在地たる州（以下、此の節に於いて当該州と云う）の議会の同意を経て、是を当該職に任命する。

内閣は、下級裁判所の裁判官の候補者の指名に際しては、当該候補者が刑事訴訟又は民事訴訟の何れに適しているか、其の適性と能力について考慮しなければ成らない。

内閣は、指名した下級裁判所の裁判官の氏名及び経歴等を、文書を通して直ちに当該州の長に通知する。此の文書は、直ちに且つ在りの儘に、当該州の議会に提出されなければ成らない。

当該州の議会は、前項の規定に拠る文書の提出を受け、当該裁判官候補者について審査を行った上で同意の是非に関する採決を行う。此の審査の際には、当該裁判官候補者自身の出席を得て公聴会を行う事が出来る。

前四項の規定について、特別直轄市に於ける下級裁判所の場合には、「当該州の議会」を「国会」と、「当該州の長」を「政務長官」と、各々読み替える。

第一四八条 各下級裁判所に於いては、所属する全ての裁判官が一定の時期且つ一斉に改選される事を原則とする。

第一四九条 各下級裁判所に於いては、三年に一回、所属する全ての裁判官に拠って、当該裁判所の所長を選出する。各

所長の就任に際しては、総統が是を認証する。

第一五〇条 各初等裁判所は、法律で定める所に拠り、裁判官其の他の公職に在る者以外の当該地域の住民を、予め公募且つ登録した上で、裁判の審理に参加させる事が出来る。

第四節 檢察機關其他

第一五一条 最高裁判所に対応して最高檢察庁を置き、他に法律で定める所に拠り、各下級刑事裁判所に対応して各下級檢察庁を置く。

檢察庁は、国会及び行政府に対して独立の地位を持つ。

第一五二条 各檢察庁は、檢察官が行う

職務を統括する。

検察官は、刑事について訴訟を行い、裁判所に対して法の正当な適用を請求し、且つ裁判の執行を監督し、併せて国民が此の憲法及び法律等を忠実に守り且つ実践しているか否かを監督する事を其の任務とする。

検察官は、如何なる犯罪についても捜査を行う事が出来る。

検察官は、最高裁判所及び各下級刑事裁判所が第一四四条の規定に基づいて定める規則に従わなければ成らない。

第一五三条 検察官の任期は一律、六年とし、重任を妨げない。但し、最高検察庁及び各下級検察庁の長については、二期を超えて当該職に任用されない。

何人も、法律で定める上限の年齢を超えて検察官に任用されない。

最高検察庁の検察官及び各下級検察庁の長たる検察官の任免は、内閣が是を行う。但し、最高検察庁の長たる検察官については、任免に際し、国会の同意を経なければ成らない。

最高検察庁の長たる検察官の任免については、総統が是を認証する。

下級検察庁の長以外の検察官の任免は、当該下級検察庁の長が最高検察庁の長及び内閣の同意を得て是を行う。

検察官の解職の条件は、法律で是を定める。

第一五四条 行政府は、司法業務を円滑に処理する為、必要に応じて、法律で定

める所に抛り、執行官・公証人・弁護士其
の他の司法業務従事者を登用する。

第一五二条第四項の規定は、前項の規
定に基づく各司法業務従事者には是を準用
する。

第七章 会計

第一五五条 国家の財務を処理する権限
は、国会の議決に基づいて是を行わなけ
れば成らない。

第一五六条 租税を課し、又は其を変更
するには、法律に抛って是を行う事を必
要とする。但し、地方公共団体に係る租
税については、法律の他、第一一七条第
三項の規定にも抛る。

第一五七条 国費を支出し、又は行政
府が債務を負担するには、国会の議決に基
づく事を必要とする。

第一五八条 予算は毎会計年度に於いて、
行政府が其の案を第七六条第一項の規定
に則って作成し、国会に於いて審議と議
決を経た後、第七四条第一項及び第二項
の規定に基づく署名を以て成立する。

第一五九条 総統は、予算の不足に備え
て、内閣の同意と国会の議決を経て予備
費を設け、内閣の同意を経て、自身の責
任を以て是を支出する事が出来る。

前項の規定に抛る予備費の支出につい
ては其の都度、事後に国会の承諾を得な
ければ成らない。

第一六〇条 公金其の他の公の財産は、

宗教上の団体の使用・便宜若しくは維持の為に、又は公の支配に属さない慈善・教育若しくは福祉の事業に対して、是を支出し、又は其の利用に供しては成らない。但し、後者については、当事者が支出を受けた額以上の金銭を返済する事を条件とした上で、法律で定める所に抛り、公金を支出する事が出来る。

第一六一条 国家の決算は毎年、会計検査委員会が、全ての項目については是を検査し、総統及び内閣に対して其の結果を報告する。

会計検査委員会は、国家に於ける金銭の使われ方に能率上の問題が在る場合には、前項の規定に基づく検査報告に於いて、其の事由及び改善の爲の具体的且つ

建設的な意見を明示する事が出来る。

総統は、内閣の同意を経て、当該決算を検査報告と共に、次年度に国会へ提出し、遅くとも次々年度の予算案を国会へ提出する前の日迄に、国会の承認を得なければ成らない。

第四章第三節の規定は、会計検査委員会に是を準用する。但し、委員の数は五人以内とする。

第一六二条 行政府は、国家の財務に関する状況を少なくとも毎年一回、国民に対して報告しなければ成らない。

第八章 外国人

第一六三条 此の憲法が日本国民につい

て保障する権利及び義務は、参政権並びに国家及び地方に於ける公権力の行使に關する職で且つ其に就く為の資格が此の憲法及び法律で定める所に抛り日本国民に限られるものへの任用を除いて、法律の規定に従つて日本国内に於いて定住する外国人（以下、定住外国人と云う）に對しても、是を等しく適用する。

第一六四条 法律で定める所に抛り、外国人議會を置く。

外国人議會は、成年者たる定住外国人の間で選挙に抛り選ばれた議員に抛つて是を組織し、其の總定数は、国会に於ける其の一〇分の一以下とする。

外国人議會は、其の内部の人事に關する他、以下の各号に該當する事項につい

て議決を行う事が出来る。

一 法律等（憲法に關するものを除く）の制定又は改正若しくは廃止並びに損害の救済に關する請願。

二 公務員の不法行為に抛る損害に係る賠償の請求。

三 第一五八条の規定に基づく予算の内、外国人議會の運営に係る金銭の確保に關する要求。

国会・行政府及び裁判所は、外国人議會が議決した事柄について、其の内容が此の憲法に反しない限り、是を国政に於いて最大限、尊重しなければ成らない。

第一六五条 国会・行政府及び裁判所は、定住外国人以外の外国人について、法律で定める所に抛り、此の憲法が保障する

権利及び義務の適用範囲を制限する事が出来る。但し、当該外国人の身体及び精神の安全を確保する上で必要不可欠な其等については、適用範囲を制限する事無く、日本国民及び定住外国人と同様の処遇を施さなければ成らない。

第九章 憲法改正

第一六六条 此の憲法の改正には、総定数の二〇分の一以上の国会議員に拠る団体若しくは行政府の何れかが憲法改正案を国会に提出し、本会議に於いて総議員の過半数の賛成に拠る議決の後、一八〇日以内に国民投票を行い、以て過半数の賛成を得る事を必要とする。此の国民投

票は、第四五条第一項の規定に該当する日本国民の内の過半数の投票を以て有効とする。

総統は前項の規定に拠る決定を受け、憲法改正を直ちに公布する。是に際しては、国会議長及び最高裁判所の長官が法律の規定に拠る文書に署名した後、総統が同文書に署名する事に拠り、公布が効する。

第一六七条 次の各号については、憲法改正に拠ってでも是を成す事が出来ない。

- 一 世襲制度を定める事。
- 二 必要最小限の道德を否定する事。

付 則

第一款 施行期日

一 此の憲法は、公布の日から一年以内に施行する。

第二款 皇室に関する処遇

二の一 天皇及び皇族については、此の憲法の施行期日から最大限で一〇年間の期限として、係る費用（以下、皇室費と云う）の大部分から一部を、予め法律で定める所に抛り年度単位で段階を追って比重を引き下げ且つ減額しつつ、国庫から支出するものとする。

皇室費の計上に際しては、其の用途について天皇及び皇族の意思を最大限に尊

重するものとし、内閣が総統の同意を得た上で国会に報告し、国会の同意を得る事を必要とする。

第一六〇条の規定は、皇室費には是を適用しない。

二の二 天皇及び皇族は、二の一の規定に抛る期限迄の間、被選挙権を行使出来ないと共に、全ての公職について、任用及び登用の対象と成らないものとする。併し是を以て、此の憲法で定める其の他の権利及び義務を行使出来ないものと解釈されては成らない。

二の三 天皇及び皇族は、二の一の規定に抛る期限の終了を以て、国家机关に抛る援助の対象から離れると共に、日本国民として、此の憲法が保障する全ての権

利及び義務を行使する。

二の四 天皇及び皇族が所有する動産及び不動産（以下、皇室財産と云う）については此の憲法の施行期日以降、行政府が歴史の伝達に供する為の保護を目的として天皇及び皇族並びに国会の同意を経て指定する場合を除き、一切の権利が天皇及び皇族に帰属する私有財産とする。

二の五 天皇及び皇族に係る諸規則（皇室典範等。以下、此の項に於いて諸規則と云う）の制定・変更及び廃止の権限は此の憲法の施行期日以降、天皇に帰属し、国家機構の干渉を受けない。但し、二の一の規定に拠る期限の間に於いて諸規則の制定・変更及び廃止が在った場合には、天皇は当該諸規則の制定・変更及び廃止

の事実を内閣に伝達し、内閣は総統の同意を得た上で国会に於いて報告する。此の場合の伝達に際しては、天皇が皇族或いは自らの信頼と命を受ける代理人を通して行う事を妨げない。

第三款 外事及び軍事に関する特例

三の一 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」並びに同条約に付随して定められる諸協定（以下、安保条約等と云う）が効力を生じている期間に於いては、第七条について、第一項中の「次項の規定に該当する国際機関」は「国際連合並びにアメリカ合衆国及び同国家との間に安全保障条約を締結している国家群との共同行為」と読み

替え、第二項は其の効力の発生を保留し、第三項中の「前二項」は「第一項」と読み替える。

三の二 第七条の規定に効力を生じさせるには、安保条約等の締結を解除する事で当該相手国と合意した日時以降、安保条約等の締結を解除し且つ当該二項を適用すべき発議を直ちに行い、第一六六条の規定に基づき議決と国民投票を以て其の可否を問わなければならない。